

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1～4号機廃止措置計画認可申請に関するヒアリング
2. 日時：令和2年8月20日（木） 10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ

実用炉審査部門 藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐

技術基盤グループ

シビアアクシデント研究部門 鈴木技術研究調査官、新添技術研究調査官

核燃料廃棄物研究部門 片山核燃料廃棄物政策研究官

東京電力ホールディングス株式会社：廃止措置準備室長 他7名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社より、福島第二原子力発電所1～4号機廃止措置計画変更認可申請（審査会合における指摘事項の回答）について説明があった。
- (2) これに対して原子力規制庁は、以下について東京電力ホールディングス株式会社に伝えた。
 - ・No.2について、別資料にて使用済燃料の最高燃焼度、ウラン量などをまとめておくこと。
 - ・No.3について、1～4号の各号炉の工程の考え方を説明すること。
 - ・No.6について、解体対象施設、工事作業区域図が判るよう区別すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社より、審査会合における先行プラントの指摘事項一覧について説明があった。
- (4) 東京電力ホールディングス株式会社より、福島第二原子力発電所1～4号機廃止措置計画変更認可申請（本文九、十、添付資料三～五）について説明があった。
- (5) これに対して原子力規制庁は、以下について東京電力ホールディングス株式会社に伝えた。
 - ・資料3-1の3.安全確保対策について、環境への放射性物質の放出抑制に合理的に達成可能な限り努めるとあるが、具体的な事項についても説明すること。
 - ・資料3-6について、2.3安全解析に使用する気象条件において事故時のみならず平常時の気象条件についても説明すること。
 - ・資料3-6について、「固体廃棄物貯蔵庫内部のドラム缶貯蔵エリアの体積すべてをセメント固化体として配置した場合、セメント固化体同士の自己遮蔽によって過少評価になっていないことを説明すること。

(6) 東京電力ホールディングス株式会社より、(2)及び(5)について、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- 資料1 福島第二原子力発電所1号(2, 3, 4号)発電用原子炉廃止措置計画認可申請書について(審査会合における指摘事項の回答)
- 資料2 審査会合における先行プラントの指摘事項一覧
- 資料3-1 福島第二原子力発電所1号(2, 3, 4号)発電用原子炉廃止措置計画認可申請書について(本文九、十、添付書類三~五)
- 資料3-2 福島第二原子力発電所1号、2号、3、号及び4号炉解体工事準備期間における放射線固体廃棄物の管理について
- 資料3-3 福島第二原子力発電所1号、2号、3、号及び4号炉解体工事準備期間における放射線業務従事者の被ばく線量について
- 資料3-4 福島第二原子力発電所1号、2号、3、号及び4号炉解体工事準備期間における直接線及びスカイシャイン線による線量について
- 資料3-5 福島第二原子力発電所1号、2号、3、号及び4号炉気象資料の代表性について
- 資料3-6 福島第二原子力発電所1号、2号、3、号及び4号炉廃止措置に係る被ばく評価に使用する気象条件について
- 資料3-7 福島第二原子力発電所1号、2号、3、号及び4号炉解体工事準備期間に実施する汚染評価について

以上